

令和5年度第8回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和5年11月9日(木)午後 1時30分開会

2 場所 佐倉市役所議会棟2階第3委員会室

3 出席委員(15名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道	4番	石渡文久
5番	牛玖良一	6番	鈴木孝徳
7番	林重孝	8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
13番	三門増雄	14番	兼坂仁
15番	石田和久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第8次農地利用集積計画の決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者照明願について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岩井 一徳

主査補 飯田 啓市

◎開 会

午後 1 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より 令和 5 年度第 8 回農業委員会総会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

屋内外でのマスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会は、12月8日（金）、会場は市役所1号館6階 農業委員会会議室におきまして、午後2時30分から開催いたします。よろしく申し上げます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名で、佐倉市農業委員会 会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和5年度第8回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第2 会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。

議席番号8番 山崎 宏委員、議席番号9番 立田 正人委員を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第3 議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について  
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
以上、4議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。  
それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
事務局の説明をお願いいたします。

## ◎議案第1号の説明

### ○事務局長

初めに資料の訂正をお願いします。

議案台1号第2項、第3項の権利の内容が賃借権移転となっておりますが、正しくは所有権の移転(売買)です。訂正について、よろしくをお願いします。

改めまして、議案をご説明申し上げます。

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、3件6筆の審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。以上でございます。

### ○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

議案第1号 第1項につきましては、足立委員より調査報告をお願いします。

### ○足立委員

議席番号3番 足立です。議案第1号 第1項の調査報告をいたします。

●●に住む権利者の ●● ●●さんは、水稻を栽培しております。

農業経営の規模拡大と農作業の効率化を図るため、耕作地の隣接農地を所有している義務者

●●●●に住む ●● ●●●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の水田 ●●筆

●●●●㎡を購入することとなりました。

特に問題は無いものと思われまます。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

———— (発言者なし) ————

### ○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

議案第1号 第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— (賛成者挙手) ————

### ○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第1項は、許可と決しました。

続きまして議案第1号 第2項の調査報告を眞野委員よりお願いします。

### ○眞野委員

議席番号2番 眞野です。議案第1号 第2項の調査報告をいたします。

●●に住む権利者の ●● ●●さんは、水稻を中心とした農業経営を行っております。農業経営の規模拡大と農作業の効率化を図るため、同じ地区に農地を所有している義務者 ●●●●●●●●に住む ●● ●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の水田 ●●筆 合計 ●●●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。  
それでは審議を行います。  
何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

———— (発言者なし) ————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。  
お諮りいたします。議案第1号 第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第2項は、許可と決しました。  
続きまして議案第1号 第3項の調査報告を眞野委員よりお願いします。

○眞野委員

議席番号2番 眞野です。議案第1号 第3項の調査報告をいたします。  
●●に住む権利者の ●● ●●さんは、水稻を中心とした農業経営を行っております。農業経営の規模拡大と農作業の効率化を図るため、同じ地区に農地を所有している義務者 ●●●●●●●●に住む ●● ●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の畑 ●●筆 ●●●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。  
それでは審議を行います。何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

———— (発言者なし) ————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。  
お諮りいたします。  
議案第1号 第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第3項は、許可と決しました。  
続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

総会議案の2ページをご覧ください。

議案第2号につきまして、説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請4件について、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

なお、議案第2号 第4項につきましては、申請者の都合により、「農地法第5条による許可申請の取下願」が提出されております。

よって本件につきましては、審議は行わないものといたします。

ご承知のほどお願いします。

それでは、議案第2号第1項について、説明いたします。

申請者 ●●●●●●●●の ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● は、保育園の遊び場広場が手狭であるため、●●●●●●の ●● ●●さんが所有する 佐倉市●●の畑●筆合計 ●●●●●●㎡ を保育園用地 園児の遊び場広場として、転用を伴う賃貸借による権利設定を申請するものです。

申請地は、県道●●●●●●線 ●●●●●●●●入口の●●●●●●から●●●●●●方面におよそ200mの場所の畑地帯にあり、周辺は住宅・工場・運送会社の配送センターがみられる市街化調整区域内の第2種農地の畑です。

敷地内の雨水は自然浸透とし、県道側から10mを事故防止のため緩衝地帯を設け、周辺は2段積みコンクリートブロックの上に、高さ1.2mのフェンスを設置し、園児の安全確保、土砂流出防止をするものです。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。以上でございます。

#### ○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

———— (申請人入場) ————

#### ○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

#### ○申請人

申請人から依頼を受けております、●●●●●●●●の●●と申します。よろしく申し上げます。

それでは、申請の案件につきまして概要を説明させていただきます。

申請者は、佐倉市●●●●●●にございます、●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●様でございます。

申請地は、佐倉市 ●●●●●●番●、及び●でございます。

合わせまして、面積は●●●●●●㎡でございます。

第2種の農地で、賃貸借権の設定による農地法第5条の申請となります。

計画の内容につきましては、申請地の土地が保育園に隣接しておりますので、園児の遊び場広場として整備をする計画となっております。

掘削・盛土等を行わず、整地をいたしまして、芝生を張って、子供の遊び場として利用する予定でございます。

また、周囲を1.2mのフェンスで囲み、安全面に配慮するとともに、前面に道路がございますので、そこから、約10mセットバック・緩衝地帯とすることで、園児の安全を確保するものでございます。

事業の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。  
ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

————（発言者なし）————

○議長

よろしいですか。  
ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。  
お諮りします。  
議案第2号 1項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。  
よって議案第2号 第1項は、許可相当と決しました。  
続きまして、議案第2号 第2項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

続きまして、議案第2号 第2項につきまして説明いたします。  
申請者は、佐倉市●●●の ●●●● ●●●●●、建築・リフォーム業を行っております。事業規模拡大を行うにあたり、既存の資材置場が手狭となったため、隣接する畑を所有する 義務者 佐倉市●●の ●● ●●さんの畑 ●筆 ●●●m<sup>2</sup>を自社の資材置場として、転用を伴う所有権の移転を申請するものです。  
申請地は、国道●●●号線沿いの●●地先、●●●から京成ユーカリが丘駅方面におよそ500mのところにあります。  
市街化調整区域内の第2種農地の畑で、周辺には太陽光発電施設が点在しております。  
計画では、建設用足場等の置場3か所を設置し、従業員用駐車場を4台分確保するもので、敷地内は碎石を敷き均し、雨水は浸透処理とするものです。  
隣接境界はフェンスを設置して立ち入りを制限し、2段積コンクリートブロックにより土砂等の流出を防止します。  
許可要件につきましては、議案第2号 第2項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。  
以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。  
申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。  
自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。  
なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

譲受人の代理人、●●●の●●と申します。よろしく申し上げます  
事業の概要としましては、申請人は住宅のリフォーム・外構工事等を営んでおります。

前回、令和3年度に一度、資材置場として転用申請をさせていただいております。  
その後、業績も伸び、建築の足場等の資材等が増えたことにより、隣接地を拡張し資材置場を増設することを計画いたしました。

資材置場の内容につきましては、盛土等を行わず、整地後に砕石敷きといたします。

このため、敷地内の雨水は自然浸透処理となります。

汚水・雑排水の利用は、ございません。

境界につきましてはコンクリートブロック2段を設け、土砂・雨水等が近隣に出ないように対策いたします。

事業の概要は、以上でございます。よろしく申し上げます

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

————（発言者なし）————

#### ○議長

何か、ございませんか。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞さまでございました。

————（申請人退席）————

#### ○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 第2項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

#### ○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号 第3項について、事務局の説明を求めます。

#### ○事務局長

議案第2号 第3項につきまして、説明いたします。

申請者 ●●●●●●の ●●●● ●●●●が事業拡大に伴い、既存の用地が手狭となったため、隣接する畑を従業員用駐車場として転用しようとするものです。

義務者は、佐倉市●●に住む ●● ●●さんが所有する ●●の畑 ●筆 ●●●㎡を駐車場用地として、農地転用を伴う賃借権の設定を申請するものです。

申請地は、●●●市との市境に近く、国道●●号線沿い、周辺には住宅や資材置場のほか、乗馬クラブ・アーチェリー場などが見られる、市街化調整区域内の第2種農地の畑です。

計画では、22台の車両を駐車するもので、敷地内は砕石を敷き均し、雨水は自然浸透するものです。

隣地境界には、高さ3mの安全柵を設置し、立ち入りを制限するものです。

許可要件につきましては、議案第2号 第3項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。  
自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。  
なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

代理人の ●●●● ●●●●の ●●と申します。  
それでは、説明をいたします。  
当該地の隣接地につきましては、すでに同法人の事業用地として使用されております。  
事業の拡大に伴い、施設が手狭となったことから、隣接の農地について転用を伴う賃借権の設定を申請しようとするものです。  
申請者の業務につきましては、大きい建設用重機を運ぶ運送屋さんということで、大きなトラクター等の出入りがありますので、国道沿いとかで大きな敷地が必要となっております。  
既存の場所では、お客様の重機をお預かりもしておりますので、外周には、安全鋼板といった目隠しのような構造となるものの設置が、防犯上必要となります。  
今回の申請地につきましては、従業員の駐車場、乗用車を置く計画となっております。  
周りには耕作している農地等もないので、その他の耕作者の方々にご迷惑になることも無いものと思います。  
以上、概要となります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長

ただいま、申請人より説明がございました。  
何か質問等がございましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。  
ご苦労さまでございました。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。  
お諮りします。  
議案第2号 第3項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。  
よって議案第2号 第3項は、許可相当と決しました。  
続きまして、議案第2号 第5項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第2号 第5項につきまして、説明いたします。  
申請者は、●●●●●●の●●●●●● ●●●で、特別養護老人ホームを中心に介護サービスを提供している法人です。  
特別養護老人ホームの設置については、佐倉市の公募に応募したところ、施設設置者に選定され、市内の不動産会社の協力によって、今回の申請に至っております。  
義務者は、佐倉市●●に住む ●● ●●さん、●● ●●さん、●● ●●●さんが3分の1ずつ所有する畑 ●筆 ●●●●●. ●●㎡を特別養護老人ホーム用地として、転用を伴う所有権の移転を申請するものです。  
許可要件につきましては、議案第2号第5項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許



可要件を満たすものと考えます。  
以上でございます。

#### ○議長

ただいま、議案第2号 第5項について、事務局より説明がありました。  
本件につきましては、転用面積が3,000㎡を上回っていることから、事前現地調査会を実施しております。  
調査委員長の立田委員より、調査報告をお願いします。

#### ○立田委員

議席9番 調査委員長の立田でございます。  
令和5年11月2日 午後1時30分より開催した、事前現地調査会の結果につきまして報告いたします。  
申請人 ●●●●●● ●●●より、農地法第5条の規定による許可申請がありました。  
転用面積が3,000㎡を超えることから、申請人側の出席を求め、会長、担当地区農業委員及び推進委員、事務局により現地調査を行いました。  
申請地は、佐倉市●●●●●●番地●の●、公簿面積●●●●●●㎡<sup>2</sup>に対し、実測面積●●●●●●.●●●㎡、その内整備面積は●●●●●●.●●●㎡を特別養護老人ホーム用地として、転用を伴う所有権移転の申請でございます。  
近隣には、住宅・コンクリート工場・山林等が見られる市街化調整区域の集団性のない第2種農地と思われまます。  
申請内容については、総会議案のとおりでございます。  
許可要件については、許可基準である立地基準と、資力や信用、周辺農地への影響など一般基準については適正であると確認ができましたことから、調査会としては許可相当であると判断いたしました。  
なお、現地調査では、対象となるエリア全体をつぶさに確認いたしましたが、背の高い雑草が繁茂していたことから、効率的な確認調査のために、隣地との境界付近の除草など、事前準備を望む意見が出されたことを申し添えさせていただきます。  
以上、事前現地調査の報告といたします。

#### ○議長

報告ありがとうございました。  
立田委員より、報告がありましたが、何か質問等がございましたらお願いします。  
なお、本議案は、千葉県農業会議が所管する常設審議委員会による現地調査会が11月13日 月曜日 午後1時30分から、農業委員会会議室及び現地において開催されることとなっております。  
事務局の方から、捕捉説明をどうぞ。

#### ○事務局

立田委員の報告の中で、現地の草刈等が出来ていない旨お話がありましたが、代理人の方へは、11月13日に開催される常設審議委員会の現地調査会の前までに、最低でも外周部分の除草を行い、境界となる場所への杭入れを実施し、事業の範囲が明確となるよう依頼をいたしましたので、ご報告申し上げます。  
以上でございます。

#### ○議長

他に何かございますか。

#### ○三門委員

申請のあった場所が地元ということで、私も現地調査会へ参加しました。  
調査委員長からも説明があったのですが、現地調査会の時は、草をきれいに刈って、申請地

の範囲を明確にし、隣接地とかに支障が出ないかを確認することが重要なので、それが基本的な姿勢だと思います。

今回の現場は、そういった点が全く出来ていなかったもので、きちんと配慮するよう事務局は指導を徹底して下さい。

○事務局

配慮が足らず、申し訳ありませんでした。

○議長

他に何かございますか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 第5項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第5項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号について事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、審議を求めるものです。

利用権の種類といたしましては、使用貸借件の設定は、5件 12筆 18,872㎡。

賃貸借権の設定は、7件 24筆で 25,361㎡でございます。

いずれも、利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案の4ページから6ページをご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

申請番号5番、11番につきましては、新規就農者による申請であります。

今回、申請人を呼んでおります。

それでは、申請番号5番の申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請内容についてご説明をお願いいたします。

なお発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

はじめまして、●●●●●●●●●●に住む ●● ●●と申します。よろしくお願ひします。  
出身地は、●●●●●●●●●●になります。  
現在、●●と●●を2拠点に生活をしています。  
佐倉市の●●及び●●の畑には、数年前から通っております。  
家族は、妻、長女の3人の家族構成でございます。  
なお、私が就農することについては、家族の賛成を得ております。  
続きまして、就農に至った経緯ですが、農業に興味を持ったきっかけは、サラリーマンを  
27年やってきましたが、買うことでしか食糧を手に入れられなという、自分自身の能力に不安を感じました。  
無農薬で、安全な野菜やお米を自分で作れるようになりたいと思い、就農を決意しました。  
佐倉市の林農園に2年半、循環型の無農薬栽培の研修を受けて参りました。  
営農方針ですが、当面は2.5反歩の畑で自然栽培の研究と、また自然栽培を実践できる体験型農園の経営をして行く方針でございます。  
資機材につきましては、当面重機等は必要とせず、草払機・小型の耕運機、そしてそれを格納する倉庫といった設備でございます。  
野菜の販路につきましては、現在特段考えてはなくて、体験型農業を中心に当面は行って行きたいと思っております。  
インターネットの宣伝を中心とし、個人の顧客を獲得していきたいと思っております。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ただいま申請人より説明がございました。  
何か質問等がございましたら、お願ひいたします。

○事務局長

農業委員会事務局長の岩井でございます。  
確認なのですが、農作業を行うと手が汚れたりしますが、そういった際の水場は、どのように考えていますか。

○申請人

現在、倉庫を建てておまして、その屋根に水を通すような形にし、その後200リットルのタンクに水を溜ることで水源とする方法を考えております

○議長

ありがとうございます。  
他に何かございますか。  
ないようですので、申請人は退席をお願いします。  
ご苦労様でした。

————（申請人退席）————

○議長

他に何かお気づき点はございますか。

○林委員

先ほども本人から説明がありましたが、下限面積の撤廃もされましたが、これからは、半農の方、また、体験型農園の経営なども視野に入れた進め方をしていかないと、農地を有効活用していくのは難しいものと考えます。

私からは、以上です。

○議長

よろしいですか。

申請番号5番について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって、申請番号5番につきましては原案の通り、決定としました。

続きまして、申請番号11番につきましても、新規就農者による申請であります。

申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の内容についてご説明をお願いいたします。

なお発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

それでは申請人。

○申請人●●●●●●●●

佐倉市●●に在住の●●と申します。出身地は、●●●の●●●●●です。

夫と高校生の息子3人で暮らしており、就農につきまして家族は賛成してくれております。

就農に至った経緯ですが、植物を育てることは、幼い頃から関心がありました。

また、学生時代には、環境問題への関心を強く持ち、環境系の支援団体活動などをしておりました。

また、東日本大震災での放射能の問題が起き、食の安全についてより深く考えるようになりました。

2年前までは都内に在住しておりましたが、息子が千葉県内の学校に進学することになり、こちらに引っ越して参りました。

そこで、安全で、次の世代にも伝えていける農業をやりたいと思い、就農を決めました。

市内の在来農場さんで、週に2～3回実施し、10ヶ月ほど一般的な野菜の栽培・管理を学びました。

研修と同時に、在来農場さんの農地を借りて耕作を始め、自宅近くにも農地を借りることができたため、本格的に畑に取り組み始めました。

基本方針ですけれど、作物としては大豆と大麦を中心にしていこうと考えております。

理由としては、最も自給率が低い作物であるということ、また、現在行っている不耕起栽培で取り組みやすいこと。

また、大豆と大麦は様々な加工品になるため、体験事業と結びつけやすいということ。

種撒きから収穫・加工までを参加者を募って、共に行う共同作業を目指して、大豆ですと味噌商品づくり体験など、これまで参加者とともに行ってきました。

参加者は都内をはじめ都市部の方が多いので、佐倉市という利便性を生かして、都市と農地を人と食が循環していくような流れを作って行きたいと考えております。

販売につきましては、農業体験に参加した方への直売と、市内のお店や料理教室に食材を販売し始めました。

また、今後は、環境教育事業も積極的に行っていきたいので、地域の学校の食育事業に取り組んで行けたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま申請人より説明がございましたが、何か質問等がありましたらお願いします。

○三門委員

3番 三門です。農作業の方は、お一人でされるのですか。ご家族でされるのですか。

○申請人

基本的に私と、いわゆるメンバーが家族以外におります。  
常に作業をしているのは、私なのですが、収穫の時期とか作業が忙しくなる時には、そういった仲間たちと一緒にやっております。

○議長

よろしいですか。  
他に何かございますか。

○江川委員

乾燥する機械が必要かと思うのですが、そちらはどうされているのですか。

○申請人

大豆につきましては、積み上げてボッチ積みで乾燥します。  
大麦はずっと自然乾燥させていたのですが、最近機械を持っている人を見つけました。  
他市の農家さんなのですが、お願いして機械を貸してもらえることになりました。

○議長

他に何かございますか。

○三門委員

体験農業というのは、具体的にどのような事をされているのですか。

○申請人

大豆ですと、種まきからの体験としておりまして、種まき・除草作業・収穫・脱穀ですとか、脱穀の後は、その豆を使って、味噌づくり・醤油づくりも行いました。  
大麦に関しても、種まきからの事業にして、親と子供たちと麦茶づくりを体験しました。

○三門委員

何人ぐらいの方と体験されたのですか。

○申請人

これまで延べですと、100名以上の方に来ていただいております。  
月1回のペースで開催しており、毎回10名～20名の方に来ていただいております。

○三門委員

体験農業は、それなりの収入源になっているということですか。

○申請人

そうですね。農産物の販売収入が主というよりは、体験の収入の方が大きくなるかと。

○議長

他にございますか。  
ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。  
ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

申請番号11番について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって申請番号11番につきましては、原案の通り決定となりました。

続きまして、その他の議案第3号について、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第3号につきまして、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号は、承認といたします。

————（牛久委員挙手）————

○議長

牛久委員、どうぞ。

○牛久委員

議席番号5番 牛久です。

大篠塚の畑ですが、採石が引きならされて、かなり大きな穴が掘られております。

事務局の方には、何らかの連絡また相談があったかどうかを聞きたいのですが。

○事務局

石田会長から連絡があり、農転違反の疑いがあるということで、現地確認をいたしました。

現地の状況は、土地の真ん中の部分が重機で掘られており、その穴の周辺に掘った赤字が積まれておりました。

また、畑の端の方には、砂利の山がありました。

行為者自らが、案内看板を立てていたため、連絡を取り事情を聴いたところ、市街地整備課へは申請してあり、農家住宅としての内容で受付を済ませてあるとのこと。

ただし、同時進行・同時許可で進めるべき農地転用許可申請の手続きがされていない状態であるため、農地法違反となることから、工事自体を中止することを申しつけました。

行為者は、●●●大篠塚に住む●●という者ですが、戻ってから市街地整備課の方へ確認したところ、都市計画法に基づく手続による「農家住宅」という内容で、確かに受付がされているとのことでした。

○牛久委員

工事はストップされるのですが、碎石は撤去するのでしょうか、そのままなのでしょうか。

○事務局

とり急ぎストップさせることが先決だったので、工事の中止を指示いたしました。

現況の復旧につきましては、これからの指導となります。

○事務局長

先ほどの件につきまして、今後の指導方針ということで、千葉県の方とも協議・相談しながら

ら進めて参りたいと思います。以上でございます。

○議長

牛久委員、よろしいですか。

続いて議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について議案といたします。  
それでは事務局より説明を求めます。

○事務局長

総会議案7から8ページをご覧ください。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、ご説明いたします

上志津の ●● ●●さんは、父親から●●●の畑 ●筆 ●●●●●㎡について、相続を受け、相続税の納税猶予を受けるため、適格者である旨を、税務署に届け出るために証明願を求めるものです。

●● ●●さんについては、鈴木委員に現地調査を依頼し、申請地が適正に耕作されている旨の報告を受けております。以上でございます。

○議長

ただいま、議案第4号について説明がございました。  
何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について適格者である旨、証明することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第4号は、適格者である旨、証明することと決しました。  
続きまして、報告事項をお願いします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項ですが、総会議案9ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による相続に関する届出が 5件。

10ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出が 3件。

11ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出が 5件。

12ページをご覧ください。利用権の中途解除に係る通知が 1件。

13から14ページをご覧ください。地目変更登記に係る法務局からの意見照会が 9件。  
となっております。

以上、報告いたします。

○議長

以上をもちまして、令和5年度第8回農業委員会総会を閉会といたします。  
お疲れ様でした。